

# 親子法改正要綱の解説

## 第2回 懲戒権の見直し

法制委員会委員 露木 徳行 (72期)

法制委員会委員 棚橋 桂介 (66期)

### 1 要綱のポイント

現行民法822条は、「親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。」と規定する。

「民法（親子法制）等の改正に関する要綱」（以下「本要綱」という）においては、同条を削除した上で、現行民法821条（居所の指定）を822条に繰り下げ、新たな821条として、「親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、子の年齢及び発達の程度に配慮しなければならないが、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」との規律を設けることが提案されている。

### 2 本改正の意義・必要性

現行民法822条における「懲戒」という文言には、「しつけ」という名目に基づく場合には、児童虐待に該当する行為も許容され得るといった誤った理解の下、児童虐待を正当化する口実に利用される危険性が存在することが度々指摘されてきた。

また、児童虐待の問題が深刻化している原因として、子に対する体罰等の有害性が広く指摘され、令和元年に児童虐待の防止等に関する法律が改正された際には、「体罰」の禁止が明文で規定されるに至っている（同法14条1項）。

本要綱は、上記の社会情勢を踏まえ、「懲戒」という文言を包含する現行民法822条を削除するとともに、親権者が監護・教育に当たる際の基本姿勢を明記し、正当な監護教育権の行使に該当しない行為を明確化することで、児童虐待は決して許されないというメッセージを国民に対して与える意義を有するものである。

### 3 実務に与える影響

本要綱による改正は、従来の監護教育権の内容を

追加・変更するものではなく、その内容を確認し、明確化するものである。

したがって、社会通念に照らして適切な範囲で行われる正当な監護・教育については、民法820条に基づく監護教育権の行使として当然に行うことができるものの、親権者の子に対する監護教育権の行使は、無限定に認められるものではなく、社会通念に照らして監護教育権の行使として相当でないと認められる行為は、心身に有害な影響を及ぼす言動として実体法上禁止されることについては、従前と変わりはない。

その一方で、本改正により、監護教育権の行使として相当であるかについての判断基準は明確化されたといえ、本改正後は、親権者の監護・教育の適法性を検討するに当たっては、親権者の主観ではなく、「子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす」危険性を有する行為に該当するか否かを、個別具体的な事情を考慮して、客観的に判断していくこととなり、その際には、親権者が監護・教育を行うに際し、「子の人格を尊重するとともに、子の年齢及び発達の程度に配慮」しているかという視点が重視される。

また、子の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、当該行為の態様等の諸条件を総合的に考慮し、子の問題行動に対する制裁として、子に肉体的な苦痛を与える行為であると判断される場合には、「体罰」に該当する。体罰その他の心身に有害な影響を及ぼす言動に該当する行為は、民法820条の監護教育権の範囲外の行為として民法上許容されず、当該行為については、その民事法上又は刑事法上の違法性が問われる場面においては、これが同条の監護教育権の行使として正当化されることはない。

最後に本要綱は、令和4年2月に法制審から法相に提出されたが、本稿執筆時点では国会提出がなされていない。そのため本稿は本要綱のまま改正がなされることを前提に執筆した。